

# 北九州市小中一貫・連携教育に関する整理

令和3年6月28日  
第5回北九州市小中一貫教育検討会議  
資料2

	小中連携教育	小中一貫教育
形態	既存の小学校・中学校	
	小中連携教育実施校 (分離進学が多い)	小中一貫教育実施校 (分離進学が少ない)
修業年限	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	それぞれの学校に校長、教職員組織	
	特に要件はない	特に要件はないが、一貫的な教育を行うにあたり、必要な体制を構築
免許	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程等	・9年間の教育目標の設定 ・教職員交流、児童生徒交流、保護者・地域交流の実施 等	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 等
教育課程の特例	特になし	
施設形態	施設分離型・施設隣接型	
標準規模	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
手続き	特になし(学校の設置そのものは条例)	



小中一貫教育	
小中一貫教育校	
小中一貫型小学校・中学校(※) (小中学校区が一致)	義務教育学校
小学校6年、中学校3年	9年 (前期課程6年+後期課程3年)
それぞれの学校に校長、教職員組織	一人の校長 一つの教職員組織
小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	
所属する学校の免許状を保有していること	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程の指導が可能など、片方の免許で可。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 等</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫教育に必要な独自教科の設定</li> <li>・指導内容の入替、移行</li> </ul>	
施設分離型・施設隣接型・施設一体型	
小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	18学級以上27学級以下
教育委員会規則等	条例

(※)中学校併設型小学校  
小学校併設型中学校